

神戸総合運動公園野球場観客席トイレ改修業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸総合運動公園野球場観客席トイレ改修業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、神戸総合運動公園野球場2階1塁観客席中央トイレの改修を目的とする。本球場は、1988年に完成した、内外野総天然芝のグラウンドが美しい野球ファンの間で人気のある球場であり、プロ野球の他、大学野球や還暦野球など、幅広く利用されている。

しかし、完成から36年が経過したことで、施設の老朽化が進んでいる他、トイレについてはバリアフリー化の対応に遅れが生じているなど、時代にそぐわない設備となっている。

そこで、本球場のトイレにおいては、観戦に訪れた球場利用者の利便性向上と、神戸らしい緑豊かな野球場の景観と調和のとれた、憩いのひとときを感じられる空間の創出を目的とした改修業務を実施する。

本業務では、企画提案を募集し、価格並びにデザイン、機能性等を総合的に評価し、最も優れた企画提案をした事業者を契約者として決定した上で、設計・施工を一括して発注する。

(2) 業務内容

- ・打合せ
- ・設計業務
- ・施工業務
- ・監理業務

（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金 39,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約の翌日から令和7年3月14日

ただし、現地での施工は令和7年1月6日～令和7年2月28日までとする

(5) 履行場所

神戸総合運動公園野球場（ほっともっとフィールド神戸）

2階1塁観客席中央トイレ

神戸市須磨区緑台

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

昭和60年度神戸総合運動公園野球場給排水設備工事図面

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

- (4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

本業務に応募するものは、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 個人または単体の企業もしくは複数の企業等により構成される共同企業体（以下、「応募者等」という。）とする。

ただし、個人が応募する場合においても、設計・施工を担当する企業と提携する共同企業体を構成し、体制を確保すること。

※共同企業体

代表者または代表企業	共同企業体の構成企業のうち、代表して本市と連絡調整等の手続きを行う個人または企業。
構成企業	代表者または代表企業と共に業務に責任を負う企業

- (2) 500 万円以上の建設工事を含む場合には建設業の許可がある企業が施工を行うこと。

- (3) 応募者及び共同企業体を構成する企業等が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと
- ③ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）。

※提出された個人または法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象になります。

- ⑤ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 8 月 7 日（水） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 6 年 8 月 19 日（月） |
| (3) 現地説明会 | 令和 6 年 8 月 20 日（火） |
| (4) 参加資格決定通知 | 令和 6 年 8 月 23 日（金） |
| (5) 質問受付締切 | 令和 6 年 8 月 28 日（水） |

(6) 質問に対する回答	令和6年9月4日(水)
(7) 企画提案書の提出期限	令和6年9月13日(金)
(8) プレゼンテーション審査	令和6年9月20日(金)
(9) 選定結果通知	令和6年9月27日(金)
(10) 契約締結・事業開始	令和6年10月上旬(予定)
(11) 事業完了	令和7年3月14日(金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和6年8月7日(水) から
令和6年8月19日(月) 午後5時00分まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出書類 (様式1-1) 参加申請書兼誓約書・・・1部
※共同企業体として参加する場合は様式1-2 も併せて提出すること。
(様式1-3) 事業者概要・・・1部
※共同企業体として参加する場合は構成企業ごとに様式1-3を作成し提出すること

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)」、「納税証明書(国税及び地方税)」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

※地元企業の要件を、法人市民税の課税対象となる支社・支店・営業所等とする場合は、それを証するもの(直近の納税証明書等)を提出すること。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5F
神戸市建設局公園部整備課

オ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)にて提出すること。

※電子メールでの提出に対しては受付しないので注意すること。

※参加申請関係書類が期限までに到着しない場合は無効とする。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

カ 参加資格決定通知 令和6年8月23日(金)にメールにより通知する。

(2) 現地説明会

ア 申込方法 (様式1-1) 参加申請書兼誓約書にて参加のご要望をご連絡ください。

イ 日時 令和6年8月20日(火) 90分程度

※神戸総合運動公園野球場事務所側入口集合

待ち合わせの詳細箇所と時間は後日メールにてお知らせします。

※現地説明会に参加しないことを理由に審査において不利になることはありません。

(3) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年8月7日(水) から
令和6年8月28日(水) 17時00分まで

イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、建設局公園部整備課までメール
(宛先:kouen-seibi@office.city.kobe.lg.jp)により提出すること

ウ 回答参加者全者に対して、令和6年9月4日(水)にメールにより回答する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類.

事業者概要書（様式 2）・・・ 1 部及び電子データ（CD-R：PDF 形式）

- ・実施体制（総括責任者・設計者・施工者を明記すること）
- ・同業務の実績がある場合は、業務実績に係る資料（実際に利用されている時の写真、設計書等を添付すること）

企画書（様式 3）・・・ 1 部及び電子データ（CD-R：PDF 形式）

※図面は原則 A3 カラーとする。工程表等は A4 でも可とする。

- ・平面図（S=1/20:A3）
上記図面に、主要材料表（材質、概算重量等）やデザインコンセプトを記載し、製品を使用する場合には品番を明示すること。
- ・パース図（3 点）
男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、各 1 点ずつ
- ・工程表（設計・施工の所要日数を明記すること）
- ・安全性確保の考え方・確認方法・材料を選定した理由と耐久性に係る資料
※企画提案時には確認結果（構造計算書など）までは求めない
- ・維持管理計画（案）（手間・費用等）
- ・見積書（参考：様式 4）・・・ 1 部及び電子データ（CD-R：PDF 形式）、
設計・施工に要する費用の内訳がわかるように記載すること。

イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）にて提出すること。

ウ 提出場所 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F
神戸市建設局公園部整備課

エ 受付期間 令和 6 年 8 月 7 日から
令和 6 年 9 月 13 日午後 5 時 00 分まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

オ 提出部数 1 部

カ 提出場所 建設局公園部整備課

(5) プレゼンテーション審査（選定委員会の開催）

開催日：令和 6 年 9 月 20 日（金）

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価視点	配点
意匠性について	コンセプトが明確か、周辺状況を読み込んだ内容か 利用者が親しみやすいデザインとなっているか	20
利用しやすさ	利用者の動線に配慮した設計となっているか オストメイトや介助用大型ベッドが導入されているか。 乳幼児の利用に配慮した設計となっているか。 便器の基数が増えるような配慮がなされているか	30
安全・維持管理への配慮	安全性や劣化の軽減に配慮した構造や材料か 清掃、メンテナンスが容易など維持管理にかかる手間などに配慮しているか	25
実現可能性	実現性の高いスケジュールや設計か	

業務の理解度・取組 意欲	業務内容に対する理解度が高く、施工場所の課題解決や施工条件以上の付加価値を含んだ提案があるか	
経済性	見積金額に対して妥当な提案か	
設計施工体制・実績	若手設計技術者（35歳以下）を活用しているか	15
	同種事業の実績	
所在地（地元貢献）	神戸市内に本社・本店を構えているか	10

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸総合運動公園野球場トイレ改修業務選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。
- エ 選定理由・結果に関する問い合わせについては、一切応じない。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 本公募において採用されたデザインに関する知的所有権は全て神戸市に帰属するものとする。
- カ 次年度以降進めるトイレの改修については、今回採用されたデザインをベースとする。
- キ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ク 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 企画提案書の応募に先立ち、応募者による運動公園施設への直接問い合わせ等の一切を禁止とする（事実が判明した場合は本業務から失格となるため、注意すること）。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F

神戸市建設局公園部整備課

(電話) 078-595-6473 (メール) kouen-seibi@office.city.kobe.lg.jp